

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

011

欧州における「よき行政」概念の展開（二）

－「よき行政活動に関する規範」と「よき行政を求める権利」の検討を中心に－

小舟 賢

October 2005



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

欧州における「よき行政」概念の展開（二）

一 「よき行政活動に関する規範」と「よき行政を求める権利」の検討を中心に¹

小舟 賢

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 一 はじめに
- 二 欧州法における「よき行政」
- 三 EC行政におけるルール策定の過程（以上 81 卷三号）
- 四 EU基本権憲章における規範化（本号）
- 五 「よき行政活動に関する規範」による具体化
- 六 おわりに

四 EU基本権憲章における規範化

前章においては、欧州規範と欧州委員会規範の制定に至るまでの経緯をたどった。前述の通り、欧州委員会をはじめとする幾つかのEC諸機関が、欧州オンブズマンの提案する見本草案とは大きく異なる内容の「よき行政活動に関する規範」を採択した。そのため、欧州オンブズマンの想定した統一的な「よき行政」ルールの制定は、なされないままであった。

そこで、「よき行政活動に関する規範」の上位規範として、「よき行政を求める権利」を一次法レベルにおいて規範化することにより、「よき行政」のE

¹ 自治研究 81 卷 7 号 130 頁以下（平成 17 年 7 月 10 日発行）より転載

C 統一的な保障を図る選択肢を、欧州オンブズマンは志向することになる。本章においては、EU基本権憲章の草案を作成することを目的として開かれていた起草会議（コンベンション）（Convention, Convention, Konvent）において、欧州オンブズマンが提案を行い、EUの基本権として確認されることとなった「よき行政を求める権利」について、検討する。

1 EU基本権憲章の制定

EU法における人権保障については、既にマーストリヒト条約において欧州市民権制度が導入されており、これにより、欧州市民の権利として居住・移転の権利、選挙権・被選挙権、外交的保護権、請願権が保障されることになった（EC条約 17 条ないし 21 条）。しかしながら、その他の人権については、1950 年にローマにおいて署名された「人権と基本的自由の保護に関する欧州規約」において保障された人権を尊重する、と規定されていたにすぎなかった（EU条約 6 条 2 項）⁽ⁱ⁾。

そこで、EU法において包括的に人権を保障するものとして、EU基本権憲章が起草されることとなり、2000 年 12 月のニース会議において、EU加盟国によりEU基本権憲章が「宣言」された。この憲章が起草された目的として、以下の点が挙げられる⁽ⁱⁱ⁾。すなわち、第一に、憲章を採択することによってこれまでEC/EUが援用してきた基本権に関するさまざまな法源を一つにとりまとめる必要があった。第二に、EU第三の柱である司法内務協力の分野において政策を展開するに当たって、EUが自ら機関として遵守すべき基本権を内外に明確にさせておく必要があった。第三に、EUの東方拡大において、新規加盟国に基本権の保障を強く求めていくに当たって、基本権に関するEUとしての基準を明瞭に示しておく必要があった。第四に、EUが政治統合へ向かって歩み出すために、EUの精神的・政治的な正統性を確固たるものにしておく必要があった。

EU法のなかに、「よき行政を求める権利」が初めて規律されたのは、このEU基本権憲章の41条においてであった。基本権憲章は、欧州議会や加盟国議会の議員なども含めて構成された起草会議において作成され、最終的にはニース条約とは別に、法的拘束力のない「宣言」として採択されるという特殊な過程をたどっている。しかしながら、この憲章を起草する段階から、既に、ここに規定された内容が将来の欧州憲法条約の基本権保障の部分を構成することを想定して、その設計がされていた⁽ⁱⁱⁱ⁾。そして、現に、この憲章がほぼ同一の内容において、欧州憲法条約の第二部へと組み込まれている。基本権憲章41条において規定された内容も、ほぼそのまま、欧州憲法条約第二部101条（草案41条）へと盛り込まれたことから、「よき行政を求める権利」は、法的拘束力を有する基本権としての地位を獲得することになった。

2 「よき行政を求める権利」に関する起草会議における議論^(iv)

基本権憲章において「よき行政を求める権利」の規定が盛り込まれたのは、起草会議における欧州オンブズマンの提案によるものである^(v)。その規定を盛り込む際に、起草会議は、手続基本権に関する欧州裁判所の関連判例をよりどころとしている^(vi)。

「よき行政を求める権利」を基本権憲章において採用すること自体は、起草会議において幅広いコンセンサスが得られていたため、その条項の完全な削除を目的とする修正動議は提出されなかった^(vii)。起草会議議長団による最初の草案の段階において、基本権憲章41条の最終版とその文面はほぼ一致しており、損害賠償を求める権利のみが後に追加されている^(viii)。

この条文をめぐって議論された主要テーマの一つは、立案当初において、EU加盟国に住所を有する者に制限されることとなっていた権利者の範囲について

て、これを拡大するか否かである。基本権憲章 41 条が E U 市民権の章に置かれているのは、「よき行政を求める権利」の規定においても、当初は加盟国に住所を有する者のみに権利を付与することが念頭に置かれており^(ix)、そのため、「よき行政を求める権利」が常に E U 市民権との関係において議論されてきたからである。しかしながら、この「よき行政を求める権利」の規定については、次版において、憲章における条項の位置づけが変更されることなく、適用領域が「すべての人」に拡大された^(x)。

また、この条文において議論されたもう一つの主要テーマは、基本権憲章 41 条 1 項の「よき行政を求める権利」として具体的に保障される権利が、同条 2 項において列挙されている諸権利に尽きているのか、という問題であった。結局、「とりわけ(notamment)」の語を追加することにより、さらなる具体化の余地を残すことによって、この問題は決着した。

その他の修正は、表現上編纂上の細かな用語統一などに限定された^(xi)。

3 基本権憲章 41 条の保障内容

基本権憲章は、41 条において「よき行政を求める権利」に関する規定を置いている。その内容は以下の通りである。

「一 何人も、自らの問題が、E U の主要機関及びその他の機関によって、偏りなく、公正に、相当期間内に処理されることを求める権利を有する。

二 これらの権利は、とりわけ、以下のものを含んでいる。すなわち、

- 1 侵害的な個々の措置が下される前に聴聞を受ける、すべての人の権利、
- 2 信頼保護及び職業・営業機密の正当な利益保護のもと、自己関連文書への接近を求める、すべての人の権利、
- 3 自らの決定理由を提示する行政の義務。

三 何人も、E Cの機関又は公務員の職務遂行において引き起こされた損害を、加盟国の法秩序に共通な一般法原理に基づいて賠償することを、E Cに対して求める権利を有する。

四 何人も、条約言語の一つによってE U機関に照会することができ、かつ、そのE U機関は、同じ言語によって回答しなければならない。」

基本権憲章 41 条は、すべての人々の「よき行政を求める権利」を保障している。基本権憲章 41 条は、市民の主体的な権利としての構造を有している（「すべての人々は…の権利を有する」）。そのため、基本権憲章は、その基本構造において、スカンジナビア法グループの理解モデルに近い^(xii)。他方、「よき行政を求める権利」の具体的な規定内容については、中立性、相当期間内の行動、関係者の聴聞、文書閲覧への権利、職務責任、言語規定が列挙されるにとどまっている。

（一） よき行政を求める権利

（１） 意味と概念

基本権憲章 41 条において、欧州レベルではじめて、「よき行政を求める権利」が包括的に規定された。これまで、「よき行政を求める権利」に関しては、決定理由の提示を求める権利や行政との通信を求める権利などを、E C条約が個別的・制限的に規定しているにとどまっていた。もっとも、よき行政の原理を統合する規定への端緒は、幾つかのE U加盟国の憲法^(xiii)に既にみられていた。欧州裁判所の判例においても、その内容は、「よき行政管理 (gute Verwaltungsführung)」の原理^(xiv)又は「適正行政 (ordnungsgemäße Verwaltung)」の原理^(xv)として既に承認されてきた。

ちなみに、基本権憲章 41 条 1 項に規定された「よき行政を求める権利」は、一般条項としての性格付けを与えられている。その際、一般条項としての性格

は、「公正に」という概念に根拠付けられており、行政に対するさらなる基準形成のための余地を残している。これに対し、その他の二つの規定、すなわち、偏頗の禁止と、相当期間内の処理とは、内容としては具体的であり、欧州裁判所と第一審裁判所の今までの判例において承認されてきた法原理である^(xvi)。

基本権憲章 41 条 2 項においては、三つの権利及び義務が列挙されているが、これらは同条 1 項の「よき行政を求める権利」を定めた一般条項を具体化したものである。ただ、既に述べたように、1 項の具体化として導き出しうるものは、2 項において挙げられたものがすべてではなく、2 項の権利義務は、1 項から導き出される諸権利のなかから特に掲げられたものであると解されている。

「よき行政を求める権利」は、基本権憲章 41 条 1 項において抽象的に定式化されているため、その正確な内容は、その他の基本権の場合のように、直接的かつ硬直的に決まっているわけではなく、事案、詳細な事実関係、法的秩序の状況に従って、次第に発展する。その限りにおいては、方向を示す手がかりは、基本権憲章 41 条の個別規定及び基本権憲章の前文において強調されている、民主主義原理と法治国家原理からもたらされる^(xvii)。

(2) 権利者と義務者

基本権憲章第五章(EU市民権)に規定されているその他の市民権とは異なり、基本権憲章 41 条は、EU加盟国の国籍保持者のみならず、すべての自然人及び法人に対しても、権利を付与している。この点において、法治国家原理の具体化としての性格をみてとることができよう。

基本権憲章 41 条 4 項においては、(主要)機関(institutions, institutions, Organ)のみがその義務付けの対象として規定されているものの、その他の機関はこれに含まれているものと考えられていた^(xviii)。しかしながら、よき行政の原理を遵守することを、ECの一次法及び二次法、並びに、欧州裁判所の判例に基づ

いて加盟国に義務付けることについては、手つかずのままであった^(xix)。すなわち、欧州裁判所の判例に基づき、加盟国の官庁においても E C 法を適用する際には同様の行政手続を保障すべきである、と欧州委員会代表者が幾度も指摘しているにもかかわらず^(xx)、起草会議は、加盟国における行政手続のための標準を設定することはできなかつた^(xxi)。

(3) 個別的な具体化

これまで述べてきたように、①「よき行政を求める権利」の基本的ないし中核的な内容が、そして、②偏りなく、公正に、相当期間内に事案を処理することが、E U の主要機関及びその他の機関によってすべての者に保障されるべきことを、基本権憲章 41 条 1 項は規定している。そして、41 条 2 項は、「よき行政を求める権利」の個別的な具体化を、網羅的ではない例示として行っている。以下、それらの個別に具体化された諸権利を考察する。

(i) 聴聞を受ける権利

基本権憲章 41 条 2 項 1 号において掲げられているのは、侵害的で個別的な措置が自己に対してなされる前に聴聞を受ける権利である。ちなみに、この権利は、加盟国の法秩序に関する欧州裁判所の判例において、E C 法の基本的（一般的）原理として、既に承認されていた^(xxii)。聴聞権は、E C 法において明文において保障されているか否かに関わらず適用され^(xxiii)、侵害的な作用を自己に及ぼす決定へと導きかれうるすべての行政手続における個々人の防御に寄与する^(xxiv)。それゆえ、この権利は、聴聞権及びこれに類するもの^(xxv)と並んで、防御権 (Verteidigungsrecht)^(xxvi)ともよばれている。

そして、聴聞権は、行政官庁が情報を提供することを請求する権利を含んで

おり、それは、決定によって関係人の利益が著しく侵害されるおそれがあり^(xxvii)、特に、過料又は強制賦課金といった制裁がその関係人に予定されている場合において作用する^(xxviii)。さらに、その聴聞権は、必ずしも口頭による聴聞とは限らないにせよ^(xxix)、行政官庁によって挙げられた事実関係(Tatsachen und Umstände)に対して意見を表明できる権利を、関係人に与えている^(xxx)。関係人は、自己に利害関係のある決定の際に、自己の発言が顧慮されることを求める権利を有している^(xxxi)ものの、特定の決定を求める権利までも有しているわけではない。聴聞権の侵害は、この侵害がなければ手続が別の結果になりえたであろうという場合にのみ、決定の無効宣言につながる^(xxxii)。

(ii) 文書閲覧を求める権利

基本権憲章 41 条 2 項 2 号において保障されているのは、情報提供者の信頼保護利益及び職務・営業秘密の正当な利益を保障したもとにおいての、自己関連文書への接近を求める権利であり、これも、欧州裁判所の判例において承認されてきたものである。この文書閲覧権は、聴聞権と密接な関係にあり、聴聞権と同様、行政手続における E C 法の一般原理として遵守されるべきものとされている、防御権に属する^(xxxiii)。ちなみに、基本権憲章 41 条 2 項に規定された文書閲覧権は、自己関連文書に制限される点において、基本権憲章 42 条の文書接近を求める一般的権利とは異なる^(xxxiv)。ただし、基本権憲章 41 条 2 項の文書閲覧権も、この 42 条の一般的文書接近権と同様の制限を受ける。すなわち、情報提供者の正当な信頼保護利益を保障することは、(E C 条約 286 条及び 8 条において保障されている^(xxxv)) 個人関連データの保護^(xxxvi)と直接的関係を有しており、かつ、職業・営業秘密^(xxxvii)は、E C 条約 287 条において保障されて

いる。結局のところ、文書閲覧権が保障されるべきであるか、又は、これに対立する法的地位を理由に拒絶されるべきかは、具体的個別的事例において比較考量に基づく決定を必要としている^(xxxviii)。

(iii) 決定理由の提示を受ける権利

基本権憲章 41 条 2 項 3 号は、行政に自らの決定の理由を提示することを義務付けており、これにより、決定理由の提示を受ける関係人の権利を保障している^(xxxix)。E C 条約 253 条においては、欧州委員会、理事会、欧州議会によって定立される法的行為、すなわち、規則、指令、決定（E C 条約 249 条）に、理由提示が義務付けられている。欧州裁判所の判例によれば、理由付記の保障は、関係人の防御権との関係において（とりわけ侵害的な決定の際）の、E C 法の基本原則^(xl)に関わる問題である^(xli)。

理由提示義務は、特に、関係人が自己を義務付ける決定に対抗して自己の権利を確保することを可能にし、さらに、行政の自己コントロールに寄与し、裁判による行政の法的コントロールを保障することとなる^(xlii)。それゆえ、具体的事例における理由提示は、当該 E C 機関においてどのような考慮がなされたのかを、その内容及び詳細さから、明確かつ一義的に表すものでなければならず、かつ、それらの明確さは、権利の確保を求める関係人と、法的コントロールの保障を追求する裁判所とが、決定に対する主要な理由を認識することができる程度のものでなければならない。ただし、現実においても法的にも決定の視点は多岐にわたることから、そのすべてを取り上げることまでは必要とされていない^(xliii)。理由提示がなされない、又は、不十分である場合には、その決定が瑕疵あるものとされ、決定後に追完することは許されない^(xliv)。しかしながら、決定が無効となるのは、必要的手続要件の違反が問題となっている場合

(E C条約 230 条 2 項) のみであり、その際には具体的な事情を考慮に入れなければならない^(xlv)。

(iv) その他の諸権利

基本権憲章 41 条 2 項において、「とりわけ」の語が挿入され、同項において挙げられている諸権利が限定列挙ではないことが明確にされたことは、「よき行政を求める権利」に新たな内容が盛り込まれることの余地が残されていることを意味している。そのような権利の再定義に関する拠り所は、欧州裁判所の判例^(xlvii)及び欧州オンブズマンによって立案された、「よき行政活動に関する規範」から引き出すことが可能である^(xlviii)。

(二) 損害賠償を求める権利

次は、E Cの機関又は職務活動中の公務員によってもたらされた損害に関する賠償請求権である。基本権憲章 41 条 3 項は「何人も、E Cの機関又は公務員の職務遂行において引き起こされた損害を、加盟国の法秩序に共通な一般法原理に基づいて賠償することを、E Cに対して求める権利を有する」と規定している。本項は、同じくE Cの損害賠償責任につき定めたE C条約 288 条に対応するものといえよう^(xlviii)。

基本権憲章 41 条における整理によって、この権利は「よき行政を求める権利」を具体化するものとして理解されていた。しかし、この権利は (E C条約 288 条の規定におけるように) 「行政の不法行為 (Verwaltungsunrecht)」のみに対応しているわけではない。むしろ、この損害賠償規定は、E C公務員又はE C機関による職務行為全般を対象としている。そのような職務行為には、現実の作為 (Tun) ・黙認 (Dulden) ・不作為 (Unterlassen) のみならず、規範的な作為 ・黙認 ・不作為も、含まれる^(xlix)。それゆえ、いわゆる立法上の不法行為も、この規

定の適用領域のなかに含まれているものと解されている⁽ⁱ⁾。

(三) 通信権 (Korrespondenzrecht)

基本権憲章 41 条 4 項は、「何人も、条約言語のうちの一つによって EU 機関に照会することができ、かつ、その EU 機関は、同じ言語によって回答しなければならない」ことを定める。EC においては言語の多様性が保障されているため、障害となりうる言葉の壁の問題を考慮したのがこの規定である。ちなみに、この規定は、同様の権利を保障していた EC 条約 21 条 3 項に相当するものである⁽ⁱⁱ⁾。学説は、この言語規定の下において、「よき行政を求める権利」をさらに具体化することが重要であり、これによって、市民と行政とのコミュニケーションが確保されなければならないと主張している⁽ⁱⁱⁱ⁾。

4 まとめ

以上述べてきたように、基本権憲章 41 条においては、「よき行政を求める権利」の一般条項、その具体化の例示として、聴聞権、情報接近権及び理由提示義務の三点が、掲げられている。しかしながら、これらの例示的に掲げられた権利義務は、詳細な内容を伴ったものではない。また、3 項の損害賠償請求権及び 4 項の通信権に関するものも含めて、これらの規定は、これまでの欧州裁判所の判例の蓄積によって形成された内容を大きく前進させる内容を含むものでもない。にもかかわらず、基本権憲章において、そして、欧州憲法条約において、これらの権利義務が市民の主体的権利に関わる憲法上の地位を獲得するということは、EU 公法の到達点として大きな意義を有するものと評価することができる。

(i) 佐藤英世「EU オンブズマン法と適正な行政を求める権利」行政苦情救済&オンブズマン 2002 年 5 巻 29 頁。

(ii) 安江則子「EU 基本権憲章の起草とその意義」同志社法学 53 巻 6 号 461 頁以下参照。

-
- (iii) 安江・前掲註(65)470頁以下。
- (iv) *Magiera*, in: Meyer (Hrsg.), *Kommentar zur Charta der Grundrechte der Europäischen Union*, 2003, S. 451; *Barriga*, *Die Entstehung der Charta der Grundrechte der Europäischen Union*, 2003, S. 136 f.
- (v) *Charte 4131/00 v. 17.2.2000*.
- (vi) Vgl. *Kingreen*, Art.6 EUV, in: *Calliess/Ruffert (Hrsg.), Kommentar zu EU-Vertrag und EG-Vertrag*, 1999, Rz. 167.
- (vii) *Charte 4332/00 Convent 35*. 後から提出された動議については、vgl. *Charte 4332/00 Add 1 Convent 35 und Charte 4332/00 Add 2 Convent 35*.
- (viii) *Charte 4422/00 v. 28.7.2000*.
- (ix) *Présidium*, "Draft Charter of Fundamental Rights of the European Union – Proposed Articles on the rights of citizens (Articles A to J)", *Charte 4170/00, Convent 17, chap. "The rights of citizens"*.
- (x) *Charte 4284/00 Convent 28*.
- (xi) 個々の展開については、vgl. *Bernsdorff/Borowsky*, *Die Charta der Grundrechte der Europäischen Union*, 2002, S. 192 ff., 203 f., 310 ff., 315 f.; *Charte 4284/00 v. 5.5.2000, Art. 27; Chartre 4360/00 v. 14.6.2000, Art. 27; Chartre 4422/00 v. 28.7.2000, Art. 39; Chartre 4470/1/00 REV 1 v. 21.9.2000, Art. 40; vgl. ferner Chartre 4203/00 v. 4.4.2000 (既に法治国家原理からもたらされていることを理由に、とりわけ、よき行政を求める権利の必要性が疑わしいとする、E条についてのドイツ諸州の意見表明); Chartre 4281/00 v. 5.5.2000 (E条についてのドイツ連邦政府の意見表明)*.
- (xii) *Gruckelberger*, *Das Petitionsrecht zum Europäischen Parlament sowie das Recht zur Anrufung des Europäischen Bürgerbeauftragten im Europa der Bürger*, *DÖV 2003, S. 834 f.*
- (xiii) イタリア憲法 97 条、ポルトガル憲法 266 条及び 268 条、並びに、スペイン憲法 103 条及び 105 条。イタリア憲法の日本語訳については、樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集』（三省堂、第四版、2001）[井口文男訳]を参照。ポルトガル憲法 (http://www.parlamento.pt/ingles/cons_leg/crp_ing/) と スペイン憲法 (<http://www.spainemb.org/information/constitucionin.htm>) の英訳は、ウェブページを参照。
- (xiv) *EuGH, Rs. 56 und 58/64, Slg. 1966, 321 (395 f.) Grundig; EuGH, Rs. 55/70, Slg. 1971, 379 Rz. 18 Reinartz/Kommission; EuGH, Rs. 32/62, Slg. 1963, 107 (123) Alvis/Rat.*
- (xv) *EuGH, Rs. 179/82, Slg. 1983, 3083 Rz. 27 Lucchini/Kommission; EuGH, Rs. 96-102, 104, 105, 108 und 110/82, Slg. 1983, 3369 Rz. 15 I.A.Z. u.a./Kommission; EuGH, Rs. C-255/90 P, Slg. 1992, I-2253 Rz. 7 Burbán/EP; EuG, Rs. T-572/93, Slg. 1995, II-2025 Rz. 40 Odigitria/Rat u. Kommission; EuG, Rs. T-231/97, Slg. 1999, II-2403 Rz. 39 New Europe Consulting u. Brown/Kommission.* このような表現上の差異は、作業言語であるフランス語からドイツ語に判決文を翻訳する際に生じている。フランス語版の判決文において、該当する表現はすべて「よき行政」(*bonne administration*)となっている。
- (xvi) *Bauer (Fn. 25)*, S. 138.
- (xvii) *Magiera*, in: Meyer (Fn. 67), S. 453.
- (xviii) *EuGH, Rs. C-370/89, Slg. 1992, I-6211 Rz. 13 ff. SGEEM u. Etoy/EIB; vgl. Magiera*, in: Meyer (Fn. 67), S. 457, Fn. 144.

-
- (xix) Vgl. dazu allgemein Charte 4473/00 v. 11.10.2000, Erläuterungen des Präsidiums zu Art. 51.
- (xx) Vgl. ÄA Nr. 547 von Vitorino (Kommissionsvertreter) und Nr. 548 von Altmeier (D, ParlV) in Charte 4332/00 Convent 35; vgl. EuGH, Rs. 222/86, Slg. 1987, 4097 Rz. 15 *Heylens*.
- (xxi) *Barriga* (Fn. 67), S. 137.
- (xxii) EuGH, Rs. 56 und 58/64, Slg. 1963 *Grundig*; EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 9 *Hoffmann-La Roche/Kommission*; EuGH, Rs. 100-103/80, Slg. 1983, 1825 Rz. 10 *Musique Diffusion Française/Kommission*; EuGH, Rs. C-135/92, Slg. 1994, I-2885 Rz. 39 *Fiskano/Kommission*; EuGH, Rs. C-315/99 P, Slg. 2001, I-5281 Rz. 28 *Ismeri Europa Srl/Rechnungshof*.
- (xxiii) EuGH, Rs. C-32/95 P, Slg. 1996, I-5373 Rz. 21 *Kommission/Lisrestal*; EuG, Rs. T-613/97, Slg. 2000, II-4055 Rz. 85 *Ufex/Kommission*.
- (xxiv) EuGH, Rs. 17/74, Slg. 1974, 1063 Rz. 15 *Transocean Marine Paint/Kommission*; EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 9 *Hoffman-La Roche*; EuGH, Rs. C-49/88, Slg. 1991, I-3187 Rz. 15 *Al-Jubail Fertilizer/Rat*; EuGH, Rs. C-315/99 P, Slg. 2001, I-5281 Rz. 28 *Ismeri Europa Srl*.
- (xxv) EuGH, Rs. C-32/95 P, Slg. 1996, I-5373 Rz. 21 *Kommission/Lisrestal*; EuGH, Rs. C-315/99 P, Slg. 2001, I-5281 Rz. 28 *Ismeri Europa Srl*.
- (xxvi) EuGH, Rs. 374/87, Slg. 1989, 3283 Rz. 32 f. *Orkem/Kommission*; EuGH, Rs. C-48/90 und C-66/90, Slg. 1992, I-565 Rz. 44 ff. *Niederlande u.a./Kommission*; vgl. *Schwarze*, Europäisches Verwaltungsrecht II, S. 1201 ff.
- (xxvii) EuGH, Rs. 17/74, Slg. 1974, 1063 Rz. 15 *Transocean Marine Paint*; EuGH, Rs. C-32/95 P, Slg. 1996, I-5373 Rz. 21 *Kommission/Lisrestal*.
- (xxviii) EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 9 *Hoffmann-La Roche*; EuGH, Rs. 322/81, Slg. 1983, 3461 Rz. 7 *Michelin/Kommission*.
- (xxix) EuGH, Rs. 209-215 und 218/78, Slg. 1980, 3125 Rz. 18 *Van Landewyk/Kommission*.
- (xxx) EuGH, Rs. 17/74, Slg. 1974, 1063 Rz. 15 *Transocean Marine Paint*; EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 11 *Hoffmann-La Roche*; EuGH, Rs. 322/81, Slg. 1983, 3461 Rz. 7 *Michelin*; EuGH, Rs. C-135/92, Slg. 1994, I-2885 Rz. 40 *Fiskano*; EuG, Rs. T-613/97, Slg. 2000, II-4055 Rz. 85 *Ufex*.
- (xxxii) EuGH, Rs. 209-215 und 218/78, Slg. 1980, 3125 Rz. 66 *Van Landewyk*; EuGH, Rs. 100-103/80, Slg. 1983, 1825 Rz. 14 *Musique Diffusion Française*; EuGH, Rs. C-315/99 P, Slg. 2001, I-5281 Rz. 31 f. *Ismeri Europa Srl*.
- (xxxiii) EuGH, Rs. 301/87, Slg. 1990, I-307, Rz. 31 *Frankreich/Kommission*; EuGH, Rs. C-315/99 P, Slg. 2001, I-5281 Rz. 34 *Ismeri Europa Srl*.
- (xxxiiii) EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 13 f. *Hoffmann-La Roche/Kommission*; EuGH, Rs. 322/81, Slg. 1983, 3461 Rz. 7 f. *Michelin/Kommission*; EuGH, Rs. 53/85, Slg. 1986, 1965 Rz. 28 *Akzo Chemie/Kommission*; EuG, Rs. T-42/96, Slg. 1998, II-401 Rz. 79 *Eyckeler & Malt/Kommission*; EuG, Rs. T-5/97, Slg. 2000, II-3755 Rz. 229 *IPS/Kommission*.
- (xxxv) Vgl. dazu *Magiera*, in: Meyer (Fn. 67), Art. 42, Rz. 6 ff.
- (xxxvi) Vgl. auch Verordnung (EG) Nr. 45/2001 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Dezember 2000 zum Schutz natürlicher Personen bei der Verarbeitung personenbezogener Daten durch die Organe und Einrichtungen der Gemeinschaft und zum freien Datenverkehr, ABl. Nr. L 8 v. 12.1.2001, S. 1.

-
- (xxxvi) Vgl. Charte 4284/00 v. 5.5.2000, Art. 27.
- (xxxvii) 両者の概念の境界付けにつき、vgl. EuGH, Rs. 53/85, Slg. 1986, 1965 Rz. 27 f. *Akzo Chemie/Kommission*. 営業秘密には特別の保護であるとしている。
- (xxxviii) EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 13 f. *Hoffmann-La Roche/Kommission*; EuGH, Rs. 322/81, Slg. 1983, 3461 Rz. 7 f. *Michelin/Kommission*; EuGH, Rs. 53/85, Slg. 1986, 1965 Rz. 28 *Akzo Chemie/Kommission*; EuG, Rs. T-42/96, Slg. 1998, II-401 Rz. 79 *Eyckeler & Malt/Kommission*; EuG, Rs. T-5/97, Slg. 2000, II-3755 Rz. 229 *IPS/Kommission*.
- (xxxix) 制定過程においては、この理由提示義務を侵害的な決定の際に限定すべきとする意見が出されていた。しかし、EC条約と文言をそろえるということなどの理由により、この点については結局断念された。Barriga (Fn. 67), S. 138.
- (xl) EuG, Rs. T-183/97 R, Slg. 1997, II-1473 Rz. 56 *Micheli/Kommission* m.w.N.
- (xli) EuGH, Rs. 17/74, Slg. 1974 1063 Rz.15 *Transocean Marine Paint*; EuGH, Rs. C-32/95 P, Slg. 1996, I-5373 Rz. 21 *Kommission/Lisrestal*; EuGH, Rs. 85/76, Slg. 1979, 461 Rz. 9 *Hoffmann-La Roche*; EuGH, Rs. 322/81, Slg. 1983, 3461 Rz. 7 *Michelin/Kommission*.
- (xlii) EuGH, Rs. 24/62, Slg. 1963, 141 (155) *Deutschland/Kommission*; EuGH, Rs. C-137/92 P, Slg. 1994, I-2666 Rz. 66 *Kommission/BASF u.a.*; EuGH, Rs. C- 233/94, Slg. 1997, I-2405 Rz. 25 *Deutschland/EP u. Rat*.
- (xliii) EuGH, Rs. C-122/94, Slg. 1996, I-881 Rz. 29 *Kommission/Rat*; EuGH, Rs. C-100/99, Slg. 2001, I-5217 Rz. 63 f. *Italian/Rat u. Kommission*.
- (xliv) EuGH, Rs. 18/57, Slg. 1958/1959, 89 (115) *Nold/Hohe Behörde*; EuGH, Rs. 8-11/66, Slg. 1967, 99 (125) *Cimenteries u.a./Kommission*; EuGH, Rs. C-137/92 P, Slg. 1994, I-2555 Rz. 67 f. *Kommission/BASF u.a.*
- (xlv) EuGH, Rs. C-137/92 P, Slg. 1994, I-2555 Rz. 78 *Kommission/BASF u.a.*; vgl. auch Calliess in: Calliess/Ruffert (Fn. 69), Art. 253 EG, Rz. 26 m.w.N.
- (xlvi) Vgl. dazu Schwarze (Fn. 89), S. 1135 ff.; Haibach, Die Rechtsprechung des EuGH zu den Grundsätzen des Verwaltungsverfahrens, NVwZ 1998, S. 457 ff.; Gornig/Trübe, Die Rechtsprechung des EuGH und des EuG zum Europäischen Verwaltungsrecht - Teil 1, JZ 2000, S. 403 ff.
- (xlvii) Vgl. Magiera, in: Meyer (Fn. 67), S. 456 f.
- (xlviii) Erläuterungen des Präsidium des Konvents zum endgültigen Text-Entwurf, EuGRZ 2000, S. 566.
- (xlix) Emmert, Europarecht, § 22 Rz. 16.
- (i) Bauer (Fn. 25), S. 140.
- (li) Erläuterungen des Präsidium des Konvents zum endgültigen Text-Entwurf, EuGRZ 2000, S. 566.
- (lii) Bauer (Fn. 25), S. 140.

(つづく)

※本稿は、平成17年7月10日発行の自治研究81巻7号130頁以下において公表されたものです。本稿を引用される際には、必ず右刊行物から引用していただきますようお願い申し上げます。なお、一橋大学COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」ウェブサイトにおいて本稿を転載するにあたり、版元の第一法規様よりご了承をいただきました。